平成２７年（フ）第３３号
山形県米沢市塩井町塩野820番地の７
破産者　寺島　　弘
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第６４号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字細入24番地の６
破産者　三本杉　豊
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
福島市上鳥渡字しのぶ台52番地の５
破産者　加藤　由樹
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第８３３号
横浜市鶴見区駒岡４丁目15番34号
破産者　伊藤　和之
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５０号
長野県松本市渚３丁目10番32号
破産者　上條俊一郎
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３９号
山口県長門市仙崎1982番地、前住所山口県長門市深川湯本3162番地
破産者　百合野　彰
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第９８号
愛媛県松山市志津川町５番地17
破産者　石井　八郎
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１５４号
大分市大字羽屋444番地の７（ルミネ羽屋１Ｂ）
破産者　石橋　和彦
１　破産債権の届出期間　平成27年９月30日まで
２　一般調査期日　平成27年10月13日午後１時45分
平成27年９月３日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６７号
北海道恵庭市北柏木町１丁目１番３－102号
破産者　今崎　　豊
１　破産債権の届出期間　平成27年10月２日まで
２　一般調査期日　平成27年11月11日午後２時30分
平成27年９月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０２号
長野県北安曇郡松川村5721番地1706
破産者　森　　千春（旧姓太田）
１　破産債権の届出期間　平成27年10月５日まで
２　一般調査期日　平成27年12月７日午後１時30分
平成27年９月３日　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３４０号
神戸市長田区丸山町１丁目８番24号
破産者　秋草　英雄
１　破産債権の届出期間　平成27年10月７日まで
２　一般調査期日　平成27年12月９日午後１時30分
平成27年９月２日
神戸地方裁判所第３民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４９９号
京都市下京区西木屋町通五条下る南京極町59番地９
破産者　安孫子弘通
免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
平成27年９月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第５号
宮城県登米市迫町佐沼字八幡３丁目１番地２
破産者　小原　幸治
１　決定年月日　平成27年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３号
福岡県飯塚市有安958番地36
清算株式会社　株式会社フォレックス
代表清算人　江口　竜次
１　決定年月日　平成27年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所飯塚支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１０００２号
仙台市若林区卸町５丁目５番１号
清算株式会社　アキレス東北販売株式会社
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（ヒ）第２号
相模原市緑区橋本台３丁目５番２号
清算株式会社　株式会社ジユエリーカンパニーヨコハマ
代表清算人　比嘉　成夫
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（ヒ）第１７号
名古屋市南区弥次ヱ町２丁目７番地の１
清算株式会社　アキレス東海販売株式会社
代表清算人　大塚　博之
１　決定年月日　平成27年９月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（ヒ）第１００１号
広島県東広島市八本松町原11450番地の７
清算株式会社　株式会社岡田グループ本社
１　決定年月日　平成27年８月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１００１号
鳥取県東伯郡三朝町大字山田174番地
清算株式会社　株式会社ねこたにし
代表清算人　名越　信子
１　決定年月日　平成27年９月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
鳥取地方裁判所倉吉支部